

# 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

34,150千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

336,500千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	28,838	11,791			3,485	13,562
	児童手当	63,665	53,732			2,030	7,903
	障害者自立支援事業	76,600	57,930			3,816	14,854
	子ども子育て支援事業	18,972	10,511		2,514	1,216	4,731
	小計	188,075	133,964	0	2,514	10,547	41,050
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	40,003	30,003			2,044	7,956
	後期高齢者医療広域連合負担金	25,864				5,287	20,577
	介護給付費繰入金	63,897				13,062	50,835
	介護保険地域支援事業繰入金	4,201				859	3,342
	小計	133,965	30,003	0	0	21,252	82,710
保健衛生	AKP48健診	4,500	2,250			460	1,790
	母子保健事業	4,953	513		144	878	3,418
	疾病予防対策事業	5,007	50			1,013	3,944
	小計	14,460	2,813	0	144	2,351	9,152
合計		336,500	166,780	0	2,658	34,150	132,912

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。